

柴田町告示第58号

地方自治法（昭和22年政令第16号）第243条の2第1項の規定に基づき、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による証明書交付に係る手数料の収納事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

柴田町長 滝 口



1 委託した証明書交付手数料の収納事務

- (1) 住民票の写し
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 戸籍全部（個人）事項証明書
- (4) 戸籍の附票の写し
- (5) 課税・非課税証明書

2 委託を受けた者の名称及び所在地

- (1) 名称：地方公共団体情報システム機構
- (2) 所在地：東京都千代田区一番町25番地

3 委託期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで